

第52回四日市市開発審査会 議事概要

1. 日時 令和7年8月4日（月） 15時00分～16時10分
2. 場所 四日市市役所 6階 第604会議室（対面会議＋web会議）
3. 出席者
【委員】
早川委員、別府委員、水尾委員、倉田委員
（web参加）近藤委員、後藤委員

【四日市市（事務局）】
都市整備部 伊藤次長（幹事）
開発審査課 早川課長（幹事）
開発審査課 打田（書記）

【四日市市（処分庁）】
都市整備部開発審査課 坂上課長補佐
都市整備部開発審査課 荒野
4. 傍聴者 0名
5. 次第
（1）開会

事務局 ・ 開発審査課長により進行

【会長の選任】

事務局 現在、会長が不在の状態です。事務局のほうで会長選出の進行を進めたいと考えていますが、よろしいでしょうか？
（委員うなずく）
互選の手順が明確に示されておきませんので、互選の手順を確認します。
立候補を募って、複数の立候補者がみえれば投票する案でよろしいでしょうか？
（委員うなずく）

会長、職務代理者が、前回の任期をもって辞められましたので、今回、会長に立候補いただける方はお見えになりますか？

A委員 (挙手) 立候補します。

事務局 今、A委員から立候補の手があがりました。他の委員の方はよろしいですか？

立候補者が1人ですので、A委員に会長を務めていただくこととしてよろしいですか？

(委員うなづく)

A委員、会長の職をよろしくお願いいたします。

条例22条第3項で職務の代理をする者を会長があらかじめ指名すると規定されています。この場で職務の代理をする者を指名いただくことは可能でしょうか？

もし、この場では難しいのであれば、後日指名いただき、指名された方の了解を得た後に、皆様に報告させていただきますが、会長いかがでしょうか？

[職務代理者の指名]

会長 私より前から委員であったBさんか、Cさんをお願いしたいと思っています。あるいはお2人で、規定はないですね。

C委員 B先生は四日市にいらっしゃるので、B先生をお願いするのが適当でないかと思いますが。

B委員 承知しました。

事務局 今期に関しては、会長をA様に、職務代理者をB様で皆様了承いただけますか？

B委員 はい

[事務局から新会長への審査会の招集要請]

事務局 本日、欠席のD様からは、会長の選出にあたっては、出席された皆様の意向に従うということを聞いています。

会長になられたA様にお聞きします。条例の23条1項では、審査会の会議は、会長が招集すると規定されています。また23条第2項に、3日前までに委員に通知すると規定されています。

ただ、併せてですね、ただし会長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでないと規定されていますので、今回は、会長選出と、会議が並行するという形で、やむを得ないものとして認めていただき、この場で会長、招集いただけますか？

会長

これは、ちょっと無理だと思います。

3日前までに議案を提出して、3日前までに招集するという規定ですから。適法に会議を進行したいと思っていますから、3日前までに招集通知がされない限り、基本として第1回の審議をすることは難しい。

ですから、やむを得ない理由にも当たらない。

私は事務局がやる行為は絶対に反対だった。その事務局が開催通知をだして招集もして、ご案内だから招集と違うと、事務局から説明がありましたが、単なる誤魔化しです。

適法にやりたいことにこだわるのは、前からの委員の方は、わかると思いますが、今まで都計法34条の規定を無視してやってきた実績があり、適法にやり替えようとしたが、2年間ずるずる伸ばされ、今日もやっていない。

このような運用について、私は前から不満で、会長に立候補したのも、その意味で適法にやりたいからです。

今日この審理に入ることは難しい。ただ事実上、審理をどういうふうにやっていくかは、せつかく集まった機会ですから、話をしていただくことは全然異議はありません。

事務局

審査会のあり方について事務局にいろいろと意見をいただいて、現在も議論させていただいており、この場で皆さんの時間をとって話すよりも事務局の方とお話しできればと思います。

ただ当然、条例の規定を踏まえてと思っており、審査会は会長が招集すると規定されていますが、例えば、この場で議論いただき、採決は書面でいただく、審査会は書面で開催させていただいた、というたてつけで審査会を運営いただくことは可能でしょうか？

会長

事務局が意見を述べられて、この案で賛成ですかという決議の取り方もおかしいと思います。だから本当は、会長、職務代理もいなくなったから皆さんどうしたらいいですかと意見を聞いた後に、A案、B案がでてきたら、議論するのはいいです。

そういう意見を聞く前に、事務局の意見を出して、これに賛成ですかと結論を持っていくのはおかしい、事務局がこの会を主体的に進めるものではない。

それをちょっと間違えないでいただきたい。

[事務局による再三の審査会開催の要請]

事務局 事務局の思いで、会議を進めるつもりはなく、以前、皆さんに、開発審査会の会長を決めるだけの会議を開催するかについて意見を聞いたところ、否定的な意見が多かったため、今回、会長を決めたうえで開発審査会を開催する前提でご案内させていただきました。

委員の皆様は、この場で議論いただいて、最終的に決を書面でいただくという形で進めさせていただくことに・・・

会長 私がダメだと言って、何故あなたが進めようとするのか、審査会は四日市市とは別です。

審査をする会で、独立の機関だと思っていただきたい。

四日市市の下にあって、その言うことを聞かせようとしているかわかりませんが、全然違うものです。

[条例に従った適法な招集手続による開催]

会長 この会合を開くのに、会長の代行をする者がいないから、事務局が開いた。それは元々おかしいことであり、仮の立場になる私の立場も不安定なものです。それは法律的にはわかりませんが、そういう形で会長を決めるところまでは仕方がないから行った。

その後は、23条2項の、3日前までに招集期日と、付議する事件を示して通知する適法な呼び出しをしていない。

やむを得ない理由があるというのは、この意味のやむを得ないには当たらないと考えています。

この場で、招集をして審査会を開催しようとすることは、完全に事務局が主導権を握って、事務局がそうしたいということだけではないですか。

事務局 事務局は、恣意的に何かをしたいという思いは一切ございません。

ただ一つあるのは、申請いただいた方にご迷惑をかけるような形にはしたくないのと、せっかくお集まりいただいた委員の方に、また時間を取って、同じような議論をしていただくことは避けたい、ここの部分については恣意的な部分があります。

なんとかここで招集いただいて、お話していただけないかと思っています。

会長 事務局が決める問題ではないんです。だから適法にやりたいと言っており、なんで不適法なことを増大化しようとするのですか。

事務局 せっかくお集まりいただいた中で、個別の審査の結果は投票いただくことはなく、議論いただくことはいかがですか？

事務局 今回のことは条例のですね、ただし書きの法に則った形でさせていただけるというものに・・

[新会長の判断に従わない事務局の要請]

会長 私は、ただし書きは認めませんよと言っているんです。どこが従っているんですか。

だから、それも事務局がいいと言ったら会長が従うだろうという前提の下でやってたんですよ。文章もそうってますよね。事務局と議論するためにやっているのではない、今後の会議は90分以内で終了することを原則としたいと思ってます。以前、途中で退席した人が採決で賛成したという取り扱いをしました。退席してから議決を取って、その議決を有効に認めようとして、私は反対しましたが、どうしてもそれを認めるという、これも不適法ですよ。

だから本当に適法にやってる審査会にしたい、それだけのことです、だからその邪魔をしないでください。

事務局は、そういうことを邪魔するためにあるんじゃないんです。

[適法な運営をする新会長の判断に納得せず会長選を再度行うことを事務局が提案]

事務局 今回の会議については、多くの委員の方が、審査会が開かれる前提で参加いただいた。ある委員には審査会は本当にするのかと聞かれて、する予定ですと話をさせていただいた。もうこれ個人的な感想ですけど、今回こういう形で会長が判断されることは、私は当然想定していなかった、皆さんもどうなのかと疑問に思われている中で、ちょっとAさんには失礼かもしれませんが、こういう形の進め方に対して、疑義があるのかなと私は想像しています。

もう一度、会長をやっていただくご意思を皆さんにお聞きすることは難しいでしょうか？

会長 どういう意味ですかそれは。
会長を辞めろと言いたい。

事務局 辞めろとは私は申ししておりません。もう一度立候補いただける方がみえないのかという意思表示を

会長 それ以上の発言するのをやめてください。
 審査会の会議を開く、これ議題がきちっと決まってないが、会長を決めるというような形で始まったわけですね。

事務局 まず会長を決める会議をさせていただき、会長が決まった後に、審査会を招集いただいて、審査会のたてつけでさせていただくという形で私は考えておりました。

会長 会長を決めるのは審査会で決めるんじゃないんですか。
 招集の仕方も、適法な招集ではないです。
 招集をご案内というふうに解釈したら、招集じゃないんだ。
 これを皆さんが了解したと言うのですが、ご案内だったら、招集じゃないという子供騙しのような形でやるのは、私も会長として、それを受け入れられないです。
 だから、もう他の議論をしたくないのであれば、私は会議の公開についての議論をしたいと思ってました。
 今まで会議の公開を議論させてくれと言っても全然させてくれなかった。

[条例に違反し、議題の審議に入らせようとする事務局の要請]

事務局 議題1についてはいかがでしょう？

会長 なんで、あなたが聞くんですか
 あなたは庶務に徹してください。

事務局 今、私どもは、この開発審査会の事務局として、開発審査会の庶務を扱う役目を担ってます。ただ一方で、四日市市の職員として開発審査会に諮問する立場の者でもあります。開発審査会に諮問した者について、招集して会議をしてくださいというのは処分庁として意見してもいいかと思っているのですが。

事務局 会長、そうすると、次回というか審議いただくためにはどういう手続きを踏んだらよろしいでしょうか？

会長 条例に従ってやればいいですよ。

事務局 今回のたてつけは条例に従っていると思うのですが、ただしのところは認めない、ただし・・・

[事務局の役割を守るよう求める新会長の要請]

会長

事務局は事務局の役割に徹してください。

審査会は審査をする立場です。審査を受ける市がなんで自分たちが前面に出るんですか。

審査を受ける市が、その審査会の一時的にも代表資格を持つんですか、全然わからないですよ。

だから、今も喋っているのは審査会を牛耳っているのは我々だというような意向でやっているのでしょ。

事務局

会長が招集していただけないというのは、もう変わることがないと思いますので、今回については仕切り直しをさせてください。

本日はお時間頂戴して申し訳なかったんですけども、会長と相談させていただいた上で、審査会の進め方というのを改めて・・

会長

私らばかり話をしましたが、何か意見がございましたら、どなたでも結構ですから。

2年間、委員をやってる間に、私はいっぱい異論を言いました。

一番大きいのは法律違反で、色々言いましたが、なかなか、応じていただけず、それを皆さんが事前に審査することに、決議してもらったので、審査会の本来の役割をはたすような形ができました。

しかし、まだ周知徹底していないといって、それを放置したまま、運用がまったくできていないことも不安ですし、きちんとやってくださいということを、なかなかやってくれない。だから今回やるんだったら、私2期目に入りますけど、正式な形でやりたいと思ってます。

一つは、議論する時間が2時間もかかると、前の様に、次の予定に差し支えて、途中で退席する委員がでて、もめることにもなりますので、できれば90分以内で終わるようにしたいと思います。ただ審議は1回ではなくて2回、複数回は少なくともやることでお願いをしたい。

1回で決めますと、全く人の意見を自分で咀嚼して、議論を自分のものにして、どちらがいいかという結論が出しにくい、あるいは影響を受けるだけで賛成してしまったというようになる可能性がありますから、複数回以上の審査の会議を開いていただく運用を考えております。それが無駄だというのはのだったら、そういう意見を出してもらったら結構です。

事務局

複数回というのは一つの議案に対して複数回で審査をするという意味でしょうか？

会長

そうです。

1 回目は議論をして、それで他の人の意見が色々出ますから、それを一応聞いていただいて、最終的な結論は次の回にさせてもらったらいいと思っています。

だから議論がまた紛糾するようでしたら、また 3 回開いても結構だと思いますけど。

そして公開を原則としますから、ただ傍聴者の方に資料を渡すについては、必ず個人情報の点については、黒塗りをさせていただきたい、ということです。

B 委員

授業の関係で退席させていただきます。

会長

はい、そういうことで、もうこれ以上審議はしないということにしますので、ありがとうございました。

閉会とさせていただきます。ありがとうございました。